

平成15年6月5日

司法書士 鈴木 晴 男 (山形県)

発表内容(要旨)

1 地方での法律サービスの現状

(1) 地方自治体の相談窓口の現状

- ①天童市(人口増加地域)における法律サービスの提供
- ②尾花沢市(過疎地域)における法律サービスの提供

(2) 山形県司法書士会における法律サービスの提供

- ①電話法律相談(毎日、午後1時から4時):担当者は、事務所で待機
- ②法律相談会(出前方式)と「クレサラ110番」:各年1回
- ③弁護士会・税理士会との三者共催「くらしと仕事のなんでも相談会」
土地家屋調査士会・社会保険労務士会・不動産鑑定士会・弁理士会・行政書士会の協力も得て専門8士業で年1回実施。午前10時から午後3時まで
- ④少額裁判サポートセンター:少額裁判手続の教示と法律相談
- ⑤成年後見リーガルサポートセンター山形支部:家裁と連携し高齢者の財産管理
- ⑥司法書士事務所での法律サービスの提供
*相続・離婚・親子・姑と嫁など家庭の問題,境界争い・通行権・日照・騒音・悪臭などの近隣の問題,悪徳商法などの消費者問題,サラ金・クレジットなどの多重債務者問題,金銭貸借・借家・請負など民事紛争,高齢者の痴ほなどの問題,人生相談など様々な相談に,日々対応している。ほとんど無料。

2 住民の司法に対するニーズ

- ・悩み,困っていることを相談したいが,どこに行けばよいのかわからない。
- ・悩み,困っていることが法律相談に該当するのかが,まずわからない。
- ・相談会を開催すれば,多くの相談者が訪れる。
- ・住民の司法に対するニーズは多いが,泣き寝入りさせず,相談しようとする意思を喚起させる方策が必要。

3 住民の司法ニーズに応えるために

- ・気軽に相談できる場の確保,質の高い相談員の養成・交流
- ・なんでも相談(総合相談)による法律相談の抽出作業
- ・教育(中学・高校からの基礎的法律知識)の重要性—高校生のための法律講座
- ・法的権利義務の判断だけではなく,相談者自身の生き方を決める(自己決定)こととの支援,純粹の法律問題は人生の一部

《自己紹介》

山形県天童市で司法書士をやっております鈴木晴男と申します。昭和53年からです。もう25年になります。

はじめに一田舎の司法書士の事件簿から

まず、私の事件簿から、2つご紹介いたします。

① 小さな工場とラブホテルを経営していたAさんは、一昨年、60歳で自殺。

銀行から、もう融資をしてもらえず、街金にも手を出し、資金繰りに苦しんでいたAさんは、「M資金という政府の特別の融資を紹介してやるから、政治家への運動資金として、2,000万円用意してくれ」とのヤクザの甘い言葉を真に受け、街金や親戚をかけ回ったものの、親戚は既に、保証人になったり、多額のお金を貸していたりで、お金を集めることはできず、悲観して自殺したのです。

融資の話に疑問をもった親戚の一人が、相談に飛んで来て、「今、家に、こんな名刺をもった男が来ていて、都合してやれないのか、と迫られている、どうしたらよいか」というのです。名刺を見ると、菊の紋章の入った大きな名刺に、〇〇同和会総裁〇〇〇〇と、いかにも仰々しいもので、これはヤクザだと、ピンときて、「食べ物にされるだけだから、絶対にお金を出してはいけない」とアドバイスしました。

また、ラブホテルは、黒字だったのですが、ラブホテルを経営している有限会社の登記簿謄本を取り寄せてみると、役員は、すでにヤクザのメンバーに変更登記されており、資金を都合してやるから判子をよこせと言われ、乗っ取られてしまっていたのです。

弱ったり、死にかけている動物の肉を狙うハイエナのような連中が、田舎の零細企業を食べ物にしているのです。

こんな事態になる前に、もっと早く相談にきてくれていたら、自殺することもなし、民事再生とか破産などの司法手続で処理できたのにと、残念でなりません。

私の知っている天童市内の零細企業の社長だけでも、すでに5人自殺しています。

全国的にも、交通事故による死者よりも、自殺者のほうが多い状態が続いています。

② 2年前のことですが、80歳になった年に、格調高い遺言書を作ったおじいちゃんがいました。「齢80を記念し、家族の幸福を願い……云々」という遺言です。ところが、昨年、転んで脳梗塞になってから、同居している長男の嫁さんが、おじいちゃん、おばあちゃんを、邪魔者扱いし、虐待するようになり、つい最近、永年住みなれた家を出て、アパートに引っ越しました。そして、長男には、一切相続させないと遺言書を書き換えました。

これも、もっと早く、相談してくれていたなら、こんな最悪の状態にならずに済んだらうにと、くやしい思いがしています。

『誰にでも、手を伸ばせは届く、司法ネット』ができていたら、こんな悲劇は、起きなかったでしょう。

私は、司法ネットに大いに期待するとともに、一日も早く司法ネットを立ち上げるべきであると考え、田舎の司法書士の意見を述べる機会を得、感謝しております。

1 地方での法律サービスの現状

(1) 地方自治体の相談窓口の現状

① 天童市（人口6万5000人、人口増加地域）における法律サービスの提供

1か月に1回、1時間の弁護士による法律相談。

一人10～15分で、2～3人の相談者。1週間前までに予約してもらい、事前に、事件内容を弁護士に連絡し、調査したうえで、法律相談日に答える仕組み。相談件数は、年々3割近く増加しており、全部には対応しきれず、対応に苦慮している現状。

② 尾花沢市（人口2万2000人、過疎地域）における法律サービスの提供

1か月に1回、午後1時～3時までの2時間の弁護士による法律相談ですが、午前10時～午後1時までの3時間の間に、司法書士による法律相談を行ない、事実関係を聴き整理したうえで、複雑な法律関係のものだけを弁護士による法律相談に回す仕組み。そうしないと弁護士さんが怒るのだそうです。

相談件数は、やはり年々3割位ずつ増加している状況。

(2) 山形県司法書士会における法律サービスの提供

① 電話法律相談（毎日、午後1時～4時までの3時間）：担当者は、事務所で待機

・少額裁判サポートセンター：少額裁判手続の教示と法律相談

昨年7月に全国の司法書士会と足並みを揃えて発足した「山形県司法書士会少額裁判サポートセンター」は、少額な民事紛争について、司法的に解決を求める市民を支援することを目的として、電話による法律相談を行なっている。

《資料1》平成14.11.14山形新聞朝刊の記事

《資料2》電話法律相談関係内部資料－事務連絡、担当者一覧表、相談員名簿、相談票、平成14年電話相談件数集計表（会報184号）

② 弁護士会・税理士会との三者共催『くらしと仕事のなんでも相談会』

土地家屋調査士会・社会保険労務士会・不動産鑑定士会・弁理士会・行政書士会の協力も得て専門8士業で年1回実施。午前10時から午後3時までの5時間。

30分も前から相談者が列をつくる状態でうれしい悲鳴。特長は、内容により複数の専門家が相談にあたるので、相談者の満足度が高いこと。

《資料3》平成14.10.3第6回相談会のチラシ
会報 183号（報告と山形新聞記事）

③ 法律相談会（出前方式）と「クレサラ110番」：各年1回

山形県青年司法書士協議会（実は、私もその会員です）は、山形県内の市町村を回り、出前方式による法律相談会を行ない、毎回30人程の相談者がある。

また、山形県でも、御多分に漏れず、クレジット・サラ金の多重債務者問題が激増しており、「クレサラ110番」の電話相談で、65件程の相談を受けた。

《資料4》会報 182号（青司協だより）

④ 成年後見センター・リーガルサポート山形支部：家裁と連携し高齢者の財産管理

《資料5》会報 184号（リーガルサポートだより）

⑤ 市民公開講座：市民に対する法律知識の普及を目的として山形会独自で発足し、昨年で22回を数える。『あなたを狙う ヤミ金融・悪質商法—その手口と撃退法』のテーマで弁護士宇都宮健児先生の講演。

《資料6》会報 183号

⑥ 高校生のための身近な法律講座：若者がキャッシングやデット商法などの悪徳商法の被害にあったり、多重債務者が増えていることから、正しい法律知識を身につけてもらうことを目的とし、昨年初めて行なったもの。

山形県内50の高校のうち9校から申込があり、テレビのニュースでも大きく取り上げられるなど話題になった。会員の中でも、若手を起用し、高校生が飽きないよう、寸劇やコント形式で行なうなど工夫。

《資料7》会報 184号

⑦ 司法書士事務所での法律サービスの提供

相続・遺言・離婚・親子・姑と嫁など家庭の問題、境界争い・通行権・日照・騒音・悪臭などの近隣の問題、悪徳商法などの消費者問題、サラ金・クレジットなどの多重債務者問題、金銭貸借・借家・請負など民事紛争、痴ほと財産管理など的高齢者の問題、人生相談など様々な相談に日々対応。ほとんど無料。

2 住民の司法に対するニーズ

現在の司法サービスは、ニーズに対しとても不足している

上記のように、私たちは、様々なサービスを提供し、住民の悩み・困りごとの解決のお役に立ちたいと頑張っているが、会の事業として、ボランティアでやっていることなので、住民のニーズの総量からみれば、1%にも満たないものだと考えられる。各種の司法サービスの総計は、ニーズに対し、とても不足している現状。きれいにドブさらいを行なう必要があるのに、ほんの僅かだけしかできていないから、ぼうぶらぐわき、蚊が発生する。

なぜなら、①あやしげな連中が、零細企業を食い物にしたり、高齢者が悲惨な状態に置かれたりしている現実があること、②相談に来る人を見ると、相談会がなかったら、相談することはなかったのではないかと思われる人が大部分であること。つまり、相談する場所、システムがあることによって相談に来ていることがわかる。

このように、住民の司法に対するニーズは、掘り出されることなく、埋もれているほうがずっとずっと多い、というのが25年間の経験からの実感。

相談に来た人は、いわば氷山の一角に過ぎない。

*それから、誤解のないように、敢えて言っておきますが、相談活動によって、仕事の依頼を受け、儲かっているのではないか、と思われるかもしれませんが、相談のうち、仕事につながるのは、10%にも満たないのが実情。話を聞いてもらうと胸がスーとするのか、相談だけで終わってしまうのがほとんどであることを知ってほしい。

3 住民の司法ニーズに応えるために一司法ネットのあり方

(1) 司法ネットは、悩み・トラブルの総合病院

体の具合が悪いときは、病院に行けばよいことは、誰でもわかる。どの診療科に行けばよいのか分からないときは、診療科がたくさんある大きな病院に行けば、受付で症状を聞いて、適切な診療科を案内してくれる。

ところが、人生上の悩み・苦しみ、生活のなかでの困りごと、法律問題は、いわば、人生の病気なのに、どこに行けばよいかわからない（相談しようと考えない、自らの問題を認識していない人も多いのが実情）。つまり、人生の病気なのに、病院に行けばよいことが、そもそも分からないという状態。

そこで、総合病院のように、間口を広く（多くの診療科がある）し、その一つとして法律相談科がある。富士は、雄大な広い裾野があるから美しいように、司法ネットも広い裾野をもたなければならない。

ここが、司法ネットの難しさである反面、司法ネットが、悩み・トラブルの総合病院の機能を担うなら可能性に満ちたものとなる。

(2) 司法ネットは、専門家らを統合する役割

また、住民が抱えている問題は、多様化・複雑化してきており、一つの専門知識だけで解決できるものではない。相談者本人は、法律問題のつもりでも、よくよく話を聞いてみると、むしろ、税金の問題だったり、トラブルの元にある行き違い、誤解などの人間関係の調整、心理的な問題が中心にある場合や、医学的なケアが必要と思われる場合もある。

つまり、法律問題だけが独立して存在しているわけではないから、法律相談だけを特化させても、住民の悩み・困りごとに対応できるわけではなく、住民の十分な満足は得られないことを認識すべき。

ところで、専門8士業で年1回実施している『くらしと仕事のなんでも相談会』は、例外ですが、通常は、各専門家が単にそれぞれの既存の活動の範囲内で働いているに過ぎない。いわば、自分の縄張りの中だけで働いている縦割り行政みたいなもの。

住民が抱えている問題に対して、様々な専門的サービスの相互連携による統合的なシステムが必要であり、専門家たちにおいても、他の専門家と共通の目的をもち、継続的に協働していく必要がある；そこに国や地方自治体の役割がある。

つまり、弁護士や司法書士ら専門家・サービス提供者の自主性が確保されながら、統合的なサービスを提供していくには、司法ネットが専門家らを統合する役割を果たすべき。

(3) 利用しやすい相談システムの構築

誰でもどこでも法的な救済が受けられるようにするには、いかに住民にとって利用しやすい相談システムを構築していくかが重要。

自らが法律問題をもっていることの認識をするためには、悩み・トラブルが法律問題であると判断できる法的な知識と判断力が必要となる。高校生のための法律講座・市民公開講座などのセミナーやマスメディアを通じての情報発信などにより、法律知識を普及させることが必要である。

それは、深刻化する前に、早期の問題認識を促し、予防的効果がある。

また、初めて相談に行くことへの心理的抵抗を少なくするために、初回の相談料を格安に設定する、立地も、相談に行くのを他人に見られないように、行きやすいが人目に付きにくい場所にする、相談の順番待ちをするばあいも、名前を呼ばず、銀行の窓口のように番号で呼びプライバシーに配慮する、部屋はきれいで明るいなどの設備

を充実させることも重要（そういえば、最近、裁判所は、絵を飾ったり、案内を大きな文字にするなど、明るい雰囲気になってきた）。

また、各専門家が協働によって新しいシステムを創り、それぞれの専門性をも変化発展させていくことが重要となってくる。

(4) 質の高い相談員の養成と交流

私は、依頼された仕事が完成したあと、依頼者に「あなたに頼んでよかった」と感謝されたとき、司法書士でよかったと、充実感・生き甲斐を感じる。

依頼内容をよく聞いて、その真意をつかみ、本人も気づかなかったことをアドバイスし、より依頼者の利益になるように、プラス α の付加価値を心掛けている。

ところが、弁護士さんは、どうしても要件事実中心になりがち。要件事実だけを聴き取り、あとは余計なこととして聴かないで（山形県尾花沢市の法律相談でも、弁護士さんが怒ってしまうという例がある）、権利はあるか、義務はどれだけあるかと判断していく思考になりがち。弁護士会には、法律相談での弁護士の対応について、さまざまな苦情が寄せられ、全国的に激増の傾向にあると弁護士会発行の資料に掲載されている。

態度が横柄でろくろく話を聞いてくれなかった、怒られてしまい、十分に話ができなかった、自分は専門外だからといってそれ以上話を聞いてくれない、自分の意見ばかり押しつけるように述べ、きちんと話を聞いてくれない、親身になって話を聞いてくれず、名前を聞いても教えないことになっていると言われた、などが圧倒的。

しかし、弁護士だけでなく司法書士も、他の専門家も、法律相談や面接技術の訓練など受けたことはないのが実情。では、どうしているかと言えば、それぞれが、それぞれにやっているだけである。

これでは苦情が増えるはずで、カウンセリングや心理学の専門家などの協力を得て、ビデオ教材を開発したり、複数で相談にあたり、お互いに批評しあい、相談員どうしの交流の場を設け、面接技術の訓練を行なう必要がある。

司法ネットでは、相談員として専門家を活用することが有益だから、質の高い相談員の養成と交流も重要な課題となる。

以上